

重要事項説明書(生命傷害・傷害・生命共済)

この説明書は、ご契約に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたいものをまとめたものです。必ずお読みいただき、内容をご確認のうえ、ご契約くださいますようお願いいたします。また、ご契約に関する詳しい事項は、約款に記載されております。

(ホームページでは約款を閲覧&ダウンロードできます。)

共済契約の種類

1 生命傷害共済

被共済者の傷害または災害による死亡、高度障害および後遺障害事故のほか、疾病による死亡や高度障害事故に対して保障します。また、この共済契約は、傷害または災害による医療共済金給付特約を付加して契約することができます。

2 傷害共済

上記、生命傷害共済契約の保障内容から、疾病による保障をのぞきます。

3 生命共済

被共済者の死亡・高度障害事故に対して保障します。

ご契約時にご注意いただきたいこと

1 契約申込の撤回(クーリングオフ)について

この共済は共済期間が1年以下ですので、クーリングオフ制度の対象とはなりません。ご注意ください。

2 申込書及び健康告知書の記入について

申込書の中の被共済者の氏名、生年月日、健康状態や職業の質問事項等および被共済者の健康告知書については事実を正確に記入してください。

ご報告がないときや事実と違うことをご記入いただいたときには、共済金を受け取りになれない場合や、当組合がご契約を解除させていただく場合がありますので、ご注意ください。

3 共済に加入することができない職種について

自転車やオートバイ競争選手、プロボクサーなど約款に規定されている危険度の高い職業の方は、この共済に加入することはできません。

4 共済金額のご確認について

この共済には、被共済者の年齢によってご契約できる金額に限度があります。限度を超えない範囲でお申し込みください。

また、限度を超える部分の共済金額は無効となり、共済金をお支払いすることができませんので、ご注意ください。

5 保障の責任開始と共済期間について

当組合が共済契約を承諾した場合は、申込日の翌日午前0時に遡って、保障の責任を開始します。共済期間は、共済契約の申込日の翌月1日午前0時から1年間とし、共済期間満了日の午後12時に終わります。

6 共済掛金の支払方法について

共済掛金の支払方法は、口座振替のみです。月払または年払が選択できます。毎月28日(金融機関が休日のときは翌営業日)にご指定の金融機関口座から振り替えます。

7 掛金の払込猶予期間について

初回掛金は、3か月続けて振替ができないと、契約は無効となります。2回目以降の掛金は、2か月続けて振替ができないと、契約は最初に振替ができなかった月の1日に遡って失効します。

8 契約の更新について

共済契約の継続は、共済期間満了の日の14日前までに、別段の意思表示がない場合には、原則として、毎年自動的に継続します。

9 共済金受取人について

共済金は、共済契約者にお支払いします。

(うら面へ続きます)

ご契約後にご注意いただきたいこと

1 ご契約内容の変更について

ご契約内容に関し、契約者、被共済者、住所、振替口座などに変更が生じる場合には、必ず事前に当組合または取扱代理所にご連絡ください。

2 事故発生のご連絡について

病気・けがなどにより加入されている共済保障に関連する事故が発生した場合には、速やかに当組合または取扱代理所にご連絡ください。

3 共済金をお受け取りになれない場合について

次のような場合などは、共済金はお受け取りになれません。

- ①戦争、変乱の場合
- ②被共済者の自殺の場合(生命傷害共済契約、生命共済契約については、初年度契約の責任開始日から共済期間満了日を経過しない場合、死亡共済金は支払われません)
- ③共済金受取人または共済契約者および被共済者の故意または重大な過失による場合、ならびに被共済者の闘争行為、犯罪行為または刑の執行による場合
- ④健康告知書に、ありのままに正しく記入されなかった場合

⑤共済金の支払事由が生じた日の翌日から起算して3年を経過した場合

⑥地震、噴火または津波の場合

⑦被共済者の精神障害または泥酔状態の間に生じた事故の場合

⑧被共済者が山岳登山など約款に規定されている運動を行っている間に生じた事故の場合

⑥⑦⑧の場合は、傷害死亡共済金、傷害高度障害共済金、後遺障害共済金、医療共済金は支払われません。

上記以外にも共済金をお支払いできない場合や、契約を解除させていただく場合がありますので、詳しくは「約款」をご確認ください。

4 契約の解除について

契約者はいつでも将来に向かって契約を解除することができます。解除される場合は、当組合または取扱代理所にご連絡ください。

5 その他重要事項について

- ①共済契約証書は大切に保存してください。
- ②組合は、異常災害等その他の事由により損失金をつてん補するため、共済金を削減、または共済掛金を追徴することがあります。

※ホームページでは約款を閲覧&ダウンロードできます。

個人情報の取扱い

共済契約申込書の項目にご記入いただいた氏名・性別・生年月日・住所・電話番号・健康状態などの個人情報および特定個人情報は、適切に取扱い、安全管理に努めますので、趣旨をご理解のうえ、あらかじめご了解いただきますようお願い申し上げます。

●個人情報の利用目的について

当組合は、ご契約者から提出された情報について次の目的の達成に必要な範囲において利用させていただきます。

- (1)共済契約の引受け、管理・履行、共済金の支払いおよび付帯サービスの提供
- (2)共済事故の調査(医療機関・当事者等の関係先に対する照会等を含む)
- (3)当組合のほか、当組合の提携先企業・団体等の共済商品・金融商品・各種サービスの案内・提供および法令等により必要な場合

詳しくは、当組合ホームページをご覧ください。



小さな掛金で大きな保障
さいたま共済
埼玉県中小企業共済協同組合

お問合せ先 **埼玉県中小企業共済協同組合**

TEL. 048-644-4281(代) FAX. 048-644-4188

電話受付 平日9:00~17:00

〒330-8669 さいたま市大宮区桜木町1-7-5 ソニックシティビル10F



さいたま共済 検索